

令和8年度 健康福祉委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（1）川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

資 料 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメントの実施結果
について

参考資料 1 火災予防条例（例）の新旧対照表

参考資料 2 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメントの案内
リーフレット

令和8年10月6日

消 防 局

（予防部 予防課）

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に係る パブリックコメントの実施結果について

1 概要

焼肉店等の客席で用いる移動式の火気器具（七輪など）に設ける「上引き排気ダクト」は、後付けで比較的容易に設置できる一方で、ダクト火災を防止するための設置、管理方法等については、消防法令において特段の基準は設けられていませんでした。このことから、令和7年7月に総務省消防庁が設置した「厨房設備等の基準に関する検討部会」において上引き排気ダクトの特性に応じた予防対策が取りまとめられるとともに、その結果を踏まえて「火災予防条例（例）」が一部改正され、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について規定されました。

本市においても、液体燃料、固体燃料若しくは気体燃料を使用し、又は電気を熱源とする調理に用いる器具について、その周囲において使用する排気ダクト等の適切な管理の基準を定めるために、川崎市火災予防条例を改正することについて、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、20通（45件）の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について
意見募集期間	令和8年8月30日（日）から令和8年9月28日（月）まで（30日間）
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール（専用フォーム）
意見募集の周知方法	・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、消防局及び各消防署） ・関係団体等への周知（市内食品衛生関係団体、焼肉店等）
意見の公表方法	・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、消防局及び各消防署）

3 意見募集の結果

意見総数		20通（45件）
内訳	FAX	15通（29件）
	電子メール	4通（13件）
	持参	1通（3件）
	郵送	0通（0件）

4 意見の内容と対応

（1）意見の対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
1 排気ダクト等の適切な維持管理の改正基準に関すること。	0	14	0	18	0	32
2 排気ダクト等の適切な維持管理に関連した事項に関すること。	0	0	9	0	0	9
3 その他火災予防に関すること。	0	0	0	0	4	4
合計	0	14	9	18	4	45

【対応区分】

A：御意見を踏まえ、反映したもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの

C：今後の参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を踏まえて説明するもの

E：その他

（2）意見への対応

今回のパブリックコメントの手続きでは、焼肉店等において既に上引き排気ダクト等の清掃を実施している旨の意見や定期的な清掃の必要性等についての意見があったほか、具体的な清掃方法等に関する意見、その他火災予防に関する意見が寄せられました。寄せられた御意見に対して所要の整備を行った上で、川崎市火災予防条例を改正いたします。

5 市民意見（要旨）と意見に対する本市の考え方

（１）排気ダクト等の適切な維持管理の改正基準に関すること。（３２件）

No	主な意見（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
1	定期的に排気ダクト等の清掃は行っており、火災予防のため条例改正は必要である。（同趣旨他１１件）	ダクト火災が減少し、または、被害が軽減できるよう関係規定の整備や必要な情報の周知など取組を進めてまいります。	B
2	定期的にダクト清掃を実施しており、飲食店への定期清掃の周知を進めてほしい。（同趣旨他１件）		
3	どの程度の油脂付着が「一定以上」なのか、現場の人が判断しにくい場合がある。指導を想定しているのなら、明確性の観点から憲法上の問題があるのではないか。	本市火災予防条例における他の火気使用器具等の取扱い基準と同様に、条例では遵守すべき基本的な義務を規定し、個別具体的な管理方法など清掃頻度や清掃範囲等の詳細については、総務省消防庁からの通知により運用してまいります。また、必要な情報については、各店舗への周知や市ホームページ、SNS等のほか、各種検査等を通じて情報提供してまいります。	D
4	「その部分に応じた定期的な清掃」とされても、店舗ごとに調理量・営業時間・使用する油脂量が違うので、何日ごとに清掃すべきかなど清掃頻度の判断が難しい。		

N o	主な意見（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
5	排気ダクト内部等に日常的には確認しにくい部分に油脂が蓄積する可能性があるため、状態を定期的に確認し、必要に応じて清掃・修繕等を行うことについても検討してほしい。また、点検頻度については、一律の頻度とするのではなく、標準的な点検頻度を示した上で、設備や営業実態に応じて頻度を調整できる仕組みについても検討してほしい。	本市火災予防条例における他の火気使用器具等の取扱い基準と同様に、条例では遵守すべき基本的な義務を規定し、個別具体的な管理方法など清掃頻度や清掃範囲等の詳細については、総務省消防庁からの通知により運用してまいります。また、必要な情報については、各店舗への周知や市ホームページ、SNS等のほか、各種検査等を通じて情報提供してまいります。	D
6	上引き排気ダクトは、フード、フィルター、ダクト、ファンなど複数の部分から構成されるため、どこまでを店舗側が清掃するのかなど、清掃すべき範囲が分かりにくい。		
7	ダクト内部などは目視しにくかったり、分解しないと清掃できなかつたりする清掃が困難な構造の設備があり、結果として、「清掃したつもり」になってしまう可能性がある。		
8	具体的な清掃方法、注意点などの指摘があれば、参考にしたい。		

N o	主な意見（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
9	「適切な管理」とは具体的にどのようなことを行えばよいのか、家庭でできる換気扇や調理器具等の清掃・点検方法、頻度などについて、分かりやすく周知してほしい。	本市火災予防条例における他の火気使用器具等の取扱い基準と同様に、条例では遵守すべき基本的な義務を規定し、個別具体的な管理方法など清掃頻度や清掃範囲等の詳細については、総務省消防庁からの通知により運用してまいります。また、必要な情報については、各店舗への周知や市ホームページ、SNS等のほか、各種検査等を通じて情報提供してまいります。	D
10	「適切に管理」の具体的な基準を示してほしい。条例案では「排気ダクト等を適切に管理する」とありますが、具体的に何をどの程度行えばよいのか分かりにくい。事業者が対応しやすいように、点検や清掃の頻度、清掃が必要となる目安など、「適切に管理」の具体的な基準を示してほしい。		
11	最低〇年（5年など）に一度の専門業者による清掃、などとした方が良い。		
12	表面の油脂汚れだけ拭き取ってもダクト内部に滞留し効果が薄いため、取り外しての定期清掃を義務化する必要がある。		
13	ダクトの清掃方法の確立が必要である。		

N o	主な意見（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
1 4	既に設置されている上引き排気ダクトには、清掃しにくい構造のものもあり、新しい基準に合わせるために、改修や交換が必要になる可能性がある。	今回の改正は、上引き排気ダクト等の維持管理に関する規定を整備するものであり、設備構造の変更や改修を義務付けるものではありません。	D
1 5	排気ダクトなどへの防火ダンバーの設置が必要である。		
1 6	罰則も付加するべきである。（ <u>同趣旨他 1 件</u> ）	今回の改正は、事業者による自主的な維持管理を促進し、火災危険の低減を図ることを目的としております。罰則規定の追加については予定しておりませんが、必要に応じて指導等を行い、適切な維持管理を推進してまいります。	D
1 7	罰則も検討等した方が、より効果があると思われる。		
1 8	「消防法に基準があるのか」「火災予防条例で規定されるのか」「上引き排気ダクトそのものの構造基準なのか、維持管理基準なのか」が、事業者には分かりにくい。	今回の改正は、上引き排気ダクト等の維持管理に関する規定を整備するものであり、消防法第 9 条を根拠に、政令で定める基準に従い、本市火災予防条例で定めるものです。	D
1 9	条例文を分かりやすくするなどの簡素化を求める。	国の示す「火災予防条例（例）」や本市火災予防条例における他の規定を参考に、簡素かつ理解しやすい条文とするよう努めてまいります。	D

(2) 排気ダクト等の適切な維持管理に関連した事項に関すること。(9件)

N o	主な意見（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
1	消防局で各テーブルに貼れる注意喚起の表示等をポップやシール等で作成し、店内表示の義務付けにする程度でよいのではないか。	今回の改正は、上引き排気ダクト等の維持管理に関する規定を整備するものでありますが、火災予防のためには、設備等の維持管理に加え、利用者等への注意喚起も重要であると認識しております。いただいた御意見は、今後の火災予防広報の参考とさせていただきます。	C
2	油の入った料理を網に直接置いて、強火のまま放置するような使い方をなくしていった方がいい。		
3	事業者の負担が増える。つまり、定期的な点検・清掃には、人件費・清掃費・営業上の負担が発生する。特に小規模な飲食店では負担が大きくなる可能性がある。	御意見のとおり、事業者の皆様には一定の負担が生じることが想定されます。一方で、油脂等が付着した排気ダクト等は火災危険性を高める要因となることから、火災予防上必要な対応として本改正を行うものです。本市としては、事業者の負担と火災予防の必要性との均衡を図りながら、事業者の皆様へ必要な情報の周知を図ってまいります。	C
4	できるだけ費用をかけず、安全対策を進められたらいい。		
5	安価な清掃業者を探してほしい。	清掃業者等の選定は事業者の皆様の判断によるものと考えております。いただいた御意見については、今後の周知活動の参考とさせていただきます。	C
6	清掃用具の紹介及び清掃業者の一覧が必要である。		

N o	主な意見（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
7	清掃を実施したかなどの記録や確認方法が明確でなければ、店舗ごとの差が出るので、「適切に管理したか」の確認が難しい。	今回の改正は、上引き排気ダクト等の維持管理に関する規定を整備するものであり、記録簿の作成義務を設けるものではありませんが、消防法における防火管理業務の観点から、本市火災予防条例における他の規定と同様に、必要な日常点検等についての周知に努めてまいります。	C
8	点検や清掃を行ったことを記録しておくことは、適切な管理を続けるためにも有効だと思うが、条例改正後に記録を作成する必要があるのか、必要な場合は「何を・どのくらいの期間」記録しておけばよいのかが分からない。事業者が迷わず対応できるよう、記録が必要なのか、必要な場合は記録する内容や保存期間などを分かりやすく示していただきたい。		
9	店舗側の適切な維持管理を促すことや近隣住民の安心につながるため、管理の結果を記録・管理することについても検討してほしい。		

(3) その他火災予防に関すること。(4件)

No	主な意見(要旨)	意見に対する本市の考え方	区分
1	日常生活の中でどのようなことに注意すれば火災予防につながるのか、分かりやすく周知していただきたい。	火災予防の推進には、市民の皆様の御理解と御協力が重要であると考えております。今後も市ホームページ、広報媒体等を活用し、分かりやすい情報発信に努めてまいります。	E
2	マンションでは各住戸だけでなく、共用部分や建物全体の火災予防も重要であるため、住民・管理組合・管理会社それぞれが行うべき対策についても、分かりやすく情報提供してほしい。		
3	調理で用いる周囲で使用する排気以外の適切な管理の明文化など、管理是正が必要である。	今回の改正は、上引き排気ダクト等の維持管理に関する規定を整備するものであり、その他管理について義務付けるものではありませんが、いただいた御意見については、今後の火災予防施策の参考とさせていただきます。	E
4	消防設備業者と話し合い、新しいダクト消火設備等が必要である。	今回の改正は、上引き排気ダクト等の維持管理に関する規定を整備するものであり、消火設備等について義務付けるものではありませんが、いただいた御意見については、今後の火災予防施策の参考とさせていただきます。	E

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
3	（液体燃料を使用する器具） 第一八条 「略」 「2 略」	（液体燃料を使用する器具） 第一八条 「同上」 「2 同上」 「新設」	（液体燃料を使用する器具） 第一九条 「同上」 「2 同上」 「新設」
	液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第一項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリ		
	ス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。		
	（固体燃料を使用する器具） 第一九条 「略」 「2 略」		
3	固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、前条第三項の規定を準用する。 （気体燃料を使用する器具）		

第二〇条 「略」 〔2 略〕 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第一八条第三項の規定を準用する。 （電気を熱源とする器具） 第二一条 「略」 〔2 略〕 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第一八条第三項の規定を準用する。	第二〇条 「同上」 〔2 同上〕 〔新設〕 （電気を熱源とする器具） 第二一条 「同上」 〔2 同上〕 〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第一八条に次の一項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第一項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。
- 第一九条に次の一項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、前条第三項の規定を準用する。

第二〇条に次の一項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第一八条第三項の規定を準用する。

第二一条に次の一項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第一八条第三項の規定

を準用する。

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

川崎市火災予防条例の一部を 改正する条例(案)について

みなさんのご意見をお聞かせください



意見募集期間

令和8年8月30日(日)から
令和8年9月28日(月)まで

【改正内容】

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等について、油脂等が付着しないよう適切に管理（清掃など）を行わなければならないとするものです。



ご意見は
こちらから



川崎市火災予防条例の一部を 改正する条例(案)について

1 改正の経緯

(1) 現状

焼肉店等の客席で用いる移動式の火気器具（七輪など）に設ける「**上引き排気ダクト**」は、後付けで比較的容易に設置できる一方で、ダクト火災を防止するための設置、管理方法等については、消防法令において特段の基準は設けられていません。

上引き排気ダクト



画像引用元：【厨房設備等の基準に関する検討部会報告書 概要版】

(2) 国の動向

- ・ 令和7年7月に総務省消防庁が設置した「厨房設備等の基準に関する検討部会」において上引き排気ダクトの特性に応じた予防対策が取りまとめられました。
- ・ この取りまとめ結果を踏まえて、「火災予防条例（例）」が一部改正され、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について規定されました。

(3) 本市の状況

- ・ 本市においても、近年、上引き排気ダクトを含めたダクト火災は毎年発生しています。
- ・ その多くが焼肉店などの飲食店において発生している状況であり、原因の大半は、排気ダクトやグリス除去装置（油脂等をキャッチするためのフィルターなど）に堆積した油脂等への着火によるものです。
- ・ これらの焼肉店などの飲食店は不特定多数の方が利用され、火災が発生した場合には排気ダクト等を介して広範囲に延焼拡大し、大きな被害につながる危険性を有しています。



これらの状況を踏まえて、移動式の火気器具（七輪など）の周囲において使用する排気ダクト等の適切な管理について規定するため、川崎市火災予防条例の一部を改正するものです。

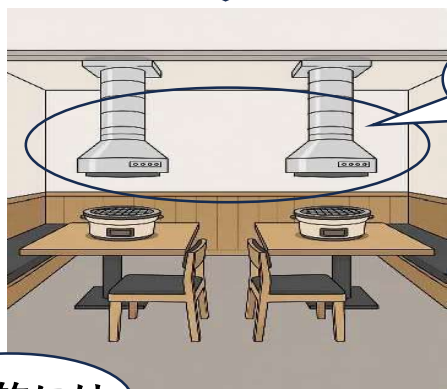
2 主な改正内容

固体燃料（七輪など）、液体燃料（石油コンロなど）もしくは気体燃料（カセットコンロ等）を使用し、又は電気（IHコンロなど）を熱源とする調理に用いる器具について、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に**油脂等が付着しないように適切に管理（清掃など）を行わなければならない**とするものです。

【条例改正に当たっての本市の考え方（案）】

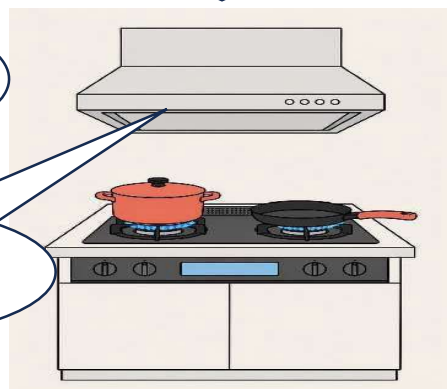
●今回の改正は、飲食店等の客席で使用される七輪、カセットコンロなどの移動式の火気器具の周囲で使用する上引き排気ダクト等の適切な管理（清掃など）を行うとするものです。

●飲食店等の厨房コンロなどや、一般住宅の据え付けコンロなどの上部にある排気ダクト等は、既に本市火災予防条例によりダクト内の油脂等の清掃を行うこととされているため、今回の改正の対象ではありません。



今回の改正の
対象となる上引き
排気ダクト等

こちらは対象では
ありません



具体的には

★油脂等が付着しないよう定期的に清掃することです。

・上引き排気ダクト等に一定以上の油脂等が付着しないよう、その部分に応じた定期的な清掃をしていただくものです。

★改正内容の規定に罰則はありません。

・今回の改正において本市火災予防条例での罰則はありませんが、消防法第8条の防火管理が必要な建物に入居されている場合は、必要に応じて指導を行う場合があります。

★飲食店等の厨房や住宅の台所にある排気ダクト等は対象としていません。

・飲食店等の厨房コンロなどや一般住宅の据え付けコンロなどの上部にある排気ダクト等は、既に本市火災予防条例で同様の規制がされており、今回の改正で新たに対象となるものではありません。

3 施行日

令和9年4月1日

皆様のご意見をお聞かせください！



川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(案)について ～みなさんのご意見をお聞かせください～

『調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等について、油脂等が付着しないよう適切に管理を行わなければならないこと』について、川崎市火災予防条例の一部改正に向けて、パブリックコメントを実施します。

1 意見の募集期間

令和8年**8月30日(日)**から令和8年**9月28日(月)**まで

※郵送の場合は、令和8年9月28日(月)当日必着

※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※FAXの場合は、令和8年9月28日(月)午後11時59分受信分まで

2 資料の閲覧場所

- ①かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）
- ②各区役所市政資料コーナー
- ③消防局、各消防署
- ④川崎市ホームページ

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」をご活用ください。

①郵送又は持参

〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7
川崎市消防局予防部予防課

②FAX

FAX番号(044)223-2795

③電子メール(専用フォーム)

市ホームページのパブリックコメント専用ページから送信

※QRコードからアクセスしていただくこともできます。⇒



4 その他

①電話や来庁による口頭での意見等はお受けできません。

②いただいたご意見は、類似の内容を整理又は要約した上で、ご意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

③個人情報、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理します。

5 お問い合わせ先

川崎市消防局予防部予防課予防係
(044)223-2703



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

意見書			
題名	川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	令和8年 月 日	枚数	枚(本紙を含む。)
川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(案)に対する意見			
・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。 ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理されます。 ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。			
提出先			
部署名	消防局予防部予防課予防係		
電話番号	044-223-2703	FAX番号	044-223-2795
住所	〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7		